

青森県農林水産部建設工事総合評価競争入札事務取扱要領

制 定 平成19年 4月25日

最終改正 令和元年 7月17日

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約について、総合評価競争入札の方法により締結しようとする場合の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合評価競争入札 総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）又は総合評価指名競争入札（政令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公所の長 青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により、当該建設工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。
- (3) 主務課長 当該建設工事に係る事務を分掌する課の長をいう。
- (4) 担当課長 当該建設工事を施行する青森県行政組織規則（昭和36年2月青森県規則第18号）第22条に規定する課長をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札の方法により請負契約を締結することができる建設工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする建設工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に

比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの

(4) その他総合評価競争入札によることが適当と認められるもの

- 2 公所の長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ主務課長に協議するものとする。ただし、1件の請負工事設計額が1億円未満の工事にあつては、この限りでない。

(落札者決定基準)

第4条 公所の長及び主務課長並びに担当課長（以下「公所の長等」という。）は、落札者決定基準（政令第167条の10の2第3項（政令第167条の13において準用する場合を含む。））に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 評価方法に関すること。
- (3) 落札者の決定方法に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

- 2 公所の長等は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項及び当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるかどうかについて、あらかじめ、別に定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 3 公所の長等は、前項の規定により2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いたときは、総合評価競争入札実施調書（第1号様式）を作成し、落札者決定基準について、第13条に規定する技術審査会又は第20条に規定する地域県民局の技術審査会の審査に付さなければならない。

- 4 公所の長は、第2項の意見を聴こうとするとき、及び前項の審査に付そうとするときは、あらかじめ主務課長に協議するものとする。ただし、1件の請負工事設計額が1億円未満の工事にあつては、この限りでない。

(入札参加資格)

第5条 公所の長等は、総合評価競争入札を行おうとするときは、対象工事について技術提案書（第2号様式）を提出し、その内容が適正であることを、当該総合評価競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めなければならない。

(入札の公告)

第6条 公所の長及び担当課長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、一般

競争入札において公告しなければならない事項のほか、次の各号に掲げる事項についても公告をしなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札の方法による旨
 - (2) 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準
 - (3) 技術提案書を提出し、その内容が適正であることが必要である旨
 - (4) 技術提案の審査結果の通知に関する事項
 - (5) 入札価格は、適正と認められた技術提案に基づいたものでなければならない旨
 - (6) 説明会を実施する場合は、その日時及び場所
 - (7) 技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
 - (8) ヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
 - (9) その他必要と認める事項
- 2 前項の規定は、総合評価指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、前項中「総合評価一般競争入札」とあるのは「総合評価指名競争入札」と、「一般競争入札において」とあるのは「指名競争入札において」と、「公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(入札説明書の交付等)

第7条 公所の長及び担当課長は、前条の規定により総合評価一般競争入札を行う旨を公告したときは、入札説明書を入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）へ交付するものとする。

- 2 前項の入札説明書は、一般競争入札において入札説明書に記載しなければならない事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載したものとする。
- (1) 技術提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
 - (2) 技術提案の審査の結果は、入札参加資格の審査の結果の通知とともに、別途書面により通知すること。この場合において、技術提案の審査の結果、当該技術提案の内容が適正でないとして認められたものについては、当該書面にその理由を付すること。
 - (3) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。
 - (4) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものでないこと。
 - (5) 提案内容に不履行が認められた場合、工事成績評点を減ずる措置を行うこと。
 - (6) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度の施工が可能な場合は、再度の施工を行わせること。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合等は、損害賠償等を行うことがあること。

- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日青監第323号）に基づく指名停止を行うことがあること。
 - (8) その他必要と認める事項
- 3 前2項の規定は、総合評価指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第1項中「総合評価一般競争入札」とあるのは「総合評価指名競争入札」と、「公告」とあるのは「通知」と、第2項中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「入札参加資格の審査の結果の通知とともに、別途」とあるのは「別途」と読み替えるものとする。

（技術提案書の提出）

- 第8条 公所の長及び担当課長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、技術提案の内容を審査するため、入札参加希望者に、一般競争入札にあつては青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日青監第611号。以下「一般競争入札事務取扱要領」という。）第8条第1項の一般競争入札参加資格審査申請書又は青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日青監第224号。以下「条件付き一般競争入札事務取扱要領」という。）第8条第1項の条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出と併せて、指名競争入札にあつては公所の長又は担当課長が指定する日までに、技術提案書を提出させるものとする。
- 2 前項の技術提案書は、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とすること。
 - (2) 技術提案書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査その他対象工事の契約の相手方の決定に必要とされる審査以外の用途に使用しないこと。
 - (3) 技術提案書は返却しないこと。
 - (4) 提出期限以降は、技術提案書又はその添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

（技術提案の審査等）

- 第9条 公所の長及び担当課長は、前条第1項の規定により入札参加希望者から技術提案書の提出があつた場合は、必要に応じてヒアリングを実施し、技術提案の内容について審査するものとする。
- 2 公所の長及び担当課長は、前項の審査において技術提案の内容が適正でないと思われるものがある場合は、技術提案審査調書（第3号様式）により第13条に規定する技術審査会又は第20条に規定する地域県民局の技術審査会の審査に付さなければならない。
- 3 公所の長及び担当課長は、技術提案の評価結果について、別に定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

- 4 公所の長及び担当課長は、前項の意見を聴いたときは、技術提案の評価結果について、第20条に規定する地域県民局の技術審査会の審査に付すものとする。

(審査結果の通知等)

第10条 公所の長及び担当課長は、前条の審査の結果を、技術提案審査結果通知書(第4号様式)により、入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、当該技術提案の内容が適正でないと認められたものについては、技術提案審査結果通知書にその理由を付さなければならない。

- 2 前項の通知は、総合評価一般競争入札にあつては、一般競争入札事務取扱要領第9条第8項又は条件付き一般競争入札事務取扱要領第9条第3項の規定による通知と併せて行うものとする。
- 3 技術提案の内容が適正でないと認められた者に対する理由の説明等については、総合評価一般競争入札にあつては一般競争入札事務取扱要領第10条又は条件付き一般競争入札事務取扱要領第10条、総合評価指名競争入札にあつては同条の規定に準じて行うものとする。

(落札者の決定)

第11条 第4条第2項の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされた場合に限り、公所の長及び担当課長は、総合評価競争入札の落札者を決定しようとするときは、あらかじめ、別に定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

- 2 公所の長及び担当課長は、前項の規定により2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いたときは、総合評価競争入札調書(第5号様式)を作成し、落札者の決定について、第13条に規定する技術審査会又は第20条に規定する地域県民局の技術審査会の審査に付さなければならない。
- 3 公所の長は、第1項の意見を聴こうとするとき、及び前項の審査に付そうとするときは、あらかじめ主務課長に協議するものとする。ただし、1件の請負工事設計額が1億円未満の工事にあつては、この限りでない。
- 4 公所の長及び担当課長は、総合評価競争入札の落札者を決定したときは、入開札一覧表(第6号様式)を作成するものとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第12条 公所の長及び担当課長は、総合評価競争入札の方法により落札者を決定したときは、入開札一覧表により、その入札及び契約の過程に関する事項を公表するものとする。

- 2 前項の公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該

入札一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

(技術審査会の設置)

第13条 農林水産部における1件の請負工事設計額が1億円以上の工事に係る総合評価競争入札の落札者決定基準の設定及び落札者の決定について審査させるため、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める技術審査会を置く。

- (1) 森林土木工事 森林土木工事技術審査会
- (2) 農業農村整備工事 農業農村整備工事技術審査会
- (3) 水産土木工事 水産土木工事技術審査会

(技術審査会の所掌事項)

第14条 技術審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 落札者決定基準の設定に係る審査に関すること。
- (2) 落札者の決定に係る審査に関すること。
- (3) その他総合評価競争入札に関し必要と認められる事項に関すること。

(技術審査会の組織)

第15条 技術審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 森林土木工事技術審査会にあつては、委員長は農林水産部担当次長を、副委員長は林政課長を、委員は林政課の課長代理並びに総務グループ、企画グループ、森林計画グループ、森林環境グループ、森林整備グループ、治山・林道グループ及び林産振興グループのグループマネージャーの職にある者をもって充てる。
- (2) 農業農村整備工事技術審査会にあつては、委員長は農林水産部担当次長を、副委員長は農村整備課長を、委員は農村整備課の課長代理並びに経理グループ、生産基盤整備グループ、農村環境整備グループ及び防災・積算グループのグループマネージャーの職にある者をもって充てる。
- (3) 水産土木工事技術審査会にあつては、委員長は農林水産部担当次長を、副委員長は漁港漁場整備課長を、委員は漁港漁場整備課の課長代理並びに管理グループ、企画・振興グループ及び施設整備グループのグループマネージャーの職にある者をもって充てる。

2 委員に事故あるとき、又は委員が不在のときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員長は、技術審査会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(技術審査会の会議)

第17条 技術審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長は、委員長をもってこれに充てる。

2 技術審査会は、委員の過半数の出席(第16条第2項の規定による代理者の出席を含む。)がなければ、会議を開くことができない。

3 技術審査会は、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(急施事案)

第18条 委員長が、技術審査会を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

(技術審査会の庶務)

第19条 技術審査会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める課が処理する。

- (1) 森林土木工事技術審査会 林政課
- (2) 農業農村整備工事技術審査会 農村整備課
- (3) 水産土木工事技術審査会 漁港漁場整備課

(地域県民局の技術審査会の設置)

第20条 各地域県民局における1件の請負工事設計額が1億円未満の工事に係る総合評価競争入札の落札者決定基準の設定及び落札者の決定について審査させるため、各地域県民局に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める地域県民局の技術審査会を置く。

- (1) 森林土木工事 地域県民局森林土木工事技術審査会
- (2) 農業農村整備工事 地域県民局農業農村整備工事技術審査会
- (3) 水産土木工事 地域県民局水産土木工事技術審査会

2 地域県民局の技術審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 落札者決定基準の設定に係る審査に関すること。
- (2) 落札者の決定に係る審査に関すること。
- (3) その他総合評価競争入札に関し必要と認められる事項に関すること。

3 地域県民局の技術審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長、副委員長及び委員の選任については、別に定めるところによるものとする。

- 4 第16条の規定は、地域県民局の技術審査会の委員長及び副委員長について準用する。
- 5 第17条第1項及び第3項並びに第18条の規定は、地域県民局の技術審査会の会議について準用する。
- 6 この要領に定めるもののほか、地域県民局の技術審査会に関し必要な事項は、当該技術審査会が定める。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札の方法による請負契約の締結に係る事務の取扱いについては、それぞれ一般競争入札又は指名競争入札に係る事務の取扱いの例によるものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行し、同年10月1日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月19日から施行し、同年7月8日以降入札公告の建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月17日から施行する。

総合評価競争入札実施調書

工事名 _____ 公所（課）名 _____

工事の概要 （所管公所、工事場所、入札予定日、概算設計金額、工事内容等）

落札者決定基準 （評価基準、評価方法、落札者の決定方法等）

学識経験者の意見					
所 属	職 名	氏 名	適否	意 見 等	落札者決定時の意見聴取の必要性

技術審査会決定（ 年 月 日）										
委員長	副委員長	委 員								

注 用紙の大きさは、日本産業規格A3縦長とする。

第2号様式（第5条関係）

その1（条件付き一般競争入札・単体）

年 月 日

〇〇〇地域県民局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話（ ） ー

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（技術提案書）

条件付き一般競争入札への参加を希望しますので、その資格及び技術提案の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書、技術提案書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 経営事項審査の総合評定値 点
- 5 専任配置可能技術者

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
氏 名		
年 齢		
役 職		
資 格 取 得 年 及 び 登 録 番 号		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

6 同種工事の施工実績

工 事 名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工 期	
受注形態	単独 ・ 共同企業体（出資比率 %）
工事規模	
構造形式	
工 法	

7 誓約事項

既に青森県知事の指名停止の措置を受けているものを除き、青森県建設業者等指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実がないことを誓約します。

8 技術提案書添付書類

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4縦長とする。

注2 技術提案書の添付書類として「同種又は類似工事の施工実績」及び「主任（監理）技術者の資格・工事経験」を提出する場合は、5及び6の記入を要しない。

◎ 添付書類

- 1 直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- 2 当該技術者の国家資格者証又は監理技術者証の写し
- 3 当該技術者の健康保険証の写し
- 4 同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書
(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要等が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)
- 5 同種工事を共同企業体で施行した場合は、協定書の写し

第2号様式（第5条関係）

その2（条件付き一般競争入札・共同企業体）

年 月 日

〇〇〇地域県民局長 殿

〇〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者氏名

連絡先電話 () -

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（技術提案書）

条件付き一般競争入札への参加を希望しますので、その資格及び技術提案の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書、技術提案書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 経営事項審査の総合評定値

会 社 名	総合評定値
代 表 者	点
構 成 員	点
構 成 員	点

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

5 専任配置可能技術者

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年 及び登録番号		

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年 及び登録番号		

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年 及び登録番号		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

6 同種工事の施工実績

工 事 名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工 期	
受注形態	単独 ・ 共同企業体（出資比率 %）
工事規模	
構造形式	
工 法	

工 事 名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工 期	
受注形態	単独 ・ 共同企業体（出資比率 %）
工事規模	
構造形式	
工 法	

工 事 名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工 期	
受注形態	単独 ・ 共同企業体（出資比率 %）
工事規模	
構造形式	
工 法	

7 誓約事項

既に青森県知事の指名停止の措置を受けているものを除き、青森県建設業者等指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実がないことを誓約します。

8 技術提案書添付書類

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4縦長とする。

注2 技術提案書の添付書類として「同種又は類似工事の施工実績」及び「主任（監理）技術者の資格・工事経験」を提出する場合は、5及び6の記入を要しない。

◎ 添付書類

- 1 企業体協定書の写し（平成14年3月29日付け国総振第162号により一部改正された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を標準とすること。）
- 2 企業体協定書を支店等で作成したものについては、企業体結成に係る事項の記載のある委任状
- 3 各構成員の直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- 4 各構成員の当該技術者の国家資格者証又は監理技術者証の写し
（当該技術者の配置については、企業体の代表者が監理技術者を、その他の構成員については国家資格を有する主任技術者を配置すること。）
- 5 当該技術者の健康保険証の写し
- 6 代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書

(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要等が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)

7 同種工事を共同企業体で施行した場合は、協定書の写し

第2号様式（第5条関係）

その3（その他）

年 月 日

（契約担当者等） 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

連絡先電話（ ） ー

技 術 提 案 書

下記の工事について、技術提案書を提出します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 添付書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

技術提案審査調書

工事名

公所（課）名

番号	提出者の商号 又は名称	事業所の所在地	審査結果 (可・否)	否とする場合の理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

技術審査会決定（ 年 月 日）										
委員長	副委員長	委員								

注 用紙の大きさは、日本産業規格A3縦長とする。

年 月 日

殿

（契約担当者等） 印

技術提案審査結果通知書

貴社から提出のあった技術提案について、審査結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 審査結果

適正であると認める。

適正でないと認める。

- 5 適正でないと認める理由

第5号様式（第11条関係）

その1（除算式）

年 月 日執行		入札執行者			立会者				
総合評価競争入札調書									
工事番号									
工事名					施工場所				
予定価格（消費税抜き）									
番号	入札業者 （指名業者）	標準点	加算点	標準点+ 加算点（A）	入札金額 （B）	評価値 （A）/（B）	評価値≥ 基準評価値	順位	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
落札者決定基準									
学識経験者の意見		所属	職名	氏名	適否	意見等			

技術審査会決定（ 年 月 日）										
委員長		副委員長		委 員						

注1 この様式は標準様式であり、落札者決定基準に応じて調製するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A3縦長とする。